

## 岩手中部水道企業団条件付一般競争入札施行要領

### (趣旨)

第1 この要領は、岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事・業務委託等（以下「工事等」という。）の入札にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札を行うことについて、岩手中部水道企業団契約規程（平成26年岩手中部水道企業団訓令第11号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において、「条件付一般競争入札」とは、参加資格をあらかじめ公告して参加希望者から参加申請書の提出を受け、入札後に落札候補者に対し資格審査を行い、落札者を決定する方式をいう。

### (対象工事等)

第3 条件付一般競争入札の対象となる工事等は、次の各号に掲げる設計額を超えるものとする。この場合において設計額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

- (1) 建設工事 200万円
- (2) 建設関連業務 100万円
- (3) 役務の提供 100万円
- (4) 物品等の購入 150万円
- (5) 物品等の借入れ 80万円
- (6) その他企業長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、企業長が条件付一般競争入札に適さないと認める工事等は、条件付一般競争入札の対象としないことができる。

### (入札参加資格)

第4 企業長は、次の各号について、条件付一般競争入札に参加するための資格を定めるものとする。ただし、必要に応じてその一部を定めないことができる。

- (1) 本店又は営業所等の所在地に関すること。
- (2) 建設工事の種類別の区分及び等級別の格付けに関すること。
- (3) 当該入札対象と同等又は同種の実績に関すること。
- (4) 同一の代表取締役が、複数の会社の代表取締役を兼務している場合の入札参加に関すること。
- (5) 電子証明書を取得し、岩手中部水道企業団電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により利用者登録を行っている者であること。
- (6) その他企業長が必要とする事項

2 前項に掲げるもののほか、条件付一般競争入札に参加するために必要な資格は、

次の各号の要件を満たしているものとする。

- (1) 企業団の入札参加資格者台帳に登載されている者であること。
- (2) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 岩手中部水道企業団建設工事等の競争入札における指名停止措置基準（平成26年岩手中部水道企業団告示第9号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）。
- (5) 経営状況が著しく不健全でないこと。
- (6) 納期が到来している企業団構成市町の市・町税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税に未納のない者であること。

（入札の公告）

第5 企業長は、対象工事等について、規程第3条の規定に基づき岩手中部水道企業団条件付一般競争入札公告（様式第1号。以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

2 公告は、企業団の掲示場、企業団ホームページ及び企業長が適当と認める媒体に掲載する。

3 電子入札の場合には、前項の規定中「企業団の掲示場、企業団ホームページ及び企業長が適当と認める媒体」を岩手中部水道企業団電子入札実施要領第2第1項第2号に定る「入札情報公開システム（以下「公開システム」という。）」と読み替えるものとする。

（設計図書の縦覧等）

第6 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、対象工事等の設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下、同じ。）を公告に定める方法及び期間において縦覧するものとする。

（入札の参加申請）

第7 入札参加希望者は、岩手中部水道企業団条件付一般競争入札参加申請書（様式第2号。以下「参加申請書」という。）を公告に定める期限までに企業長に提出しなければならない。

2 企業長は、参加申請書を提出した入札参加希望者の等級別区分、所在地、指名停止措置等の有無等の基本的な確認を行い、当該入札参加資格がないと認めるときは、参加申請書を受理しないものとする。

（設計図書等に関する質問及び回答）

第8 入札参加希望者は、設計図書に関する質問がある場合には、公告に定める期間中、質問書（様式第3号）により企業長に回答を求めることができる。

2 前項の質問書に対する回答は、公告に定める期間中、回答書（様式第4号）を企業団ホームページに掲載するものとする。

3 電子入札の場合には、前項の規定中「企業団ホームページ」を「公開システム」と読み替えるものとする。

（入札の執行）

第9 参加申請書の提出があり、入札参加資格を有すると認めた者（以下「入札参加者」という。）が1者以上いるときは、入札を執行するものとする。

2 企業長は、入札参加者が入札日までに第4第1項の規定により定めた要件及び同第2項に規定する入札参加資格の要件を欠くこととなったときは、当該入札に参加させないものとする。

（入札書等の提出方法）

第10 入札参加者は、公告に定める日時及び場所に入札書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 入札参加者は、公告により内訳書の提出を求めた工事等については、入札執行時に工事費内訳書（様式第6号）又は業務委託費内訳書（様式第7号）を提出しなければならない。

3 入札参加者の代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式第8号）を提出しなければならない。

（入札の辞退）

第11 入札参加者は、参加申請書を提出した後、入札の執行が完了するまでは入札を辞退することができる。ただし、各回の入札において、既に入札書を提出した者は辞退することができない。

2 入札の執行前にあっては、入札辞退書（様式第9号）を企業長に提出するものとし、郵送の場合は、入札日の前日までに到達させるものとする。

3 入札の執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を入札執行者に提出しなければならない。

4 前2項の規定による届出をせずに入札書を提出しない者は、入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けることがある。

（開札）

第12 開札は、公告に定める日時及び場所において、入札の終了後、直ちに入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。

2 開札は公開とし、希望があれば入札参加者又はその代理人以外の傍聴も認めるものとする。

（落札候補者の決定）

第13 開札の結果、無効とされない入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最も低い価格の者（岩手中部水道企業団最低制限価格制度取扱要領に規定する最低制限価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者。岩手中部水道企業団低入札価格調査取扱要領に規定する調査基準価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち最も低い価格の者。）を落札候補者とする。

- 2 前項の落札候補者が複数となった場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きを辞退することはできない。

（入札参加資格確認書類の提出）

第14 落札候補者は、落札候補者と決定した日の翌日から起算して2日（岩手中部水道企業団の休日に関する条例（平成26年岩手中部水道企業団条例第4号）第1条各号に掲げる日を除く。）以内に岩手中部水道企業団条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第10号）のほか、入札参加資格に応じて、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し
- (2) 建設業許可証の写し
- (3) 技術者配置調書（建設工事の場合は様式第11-1号、建設関連業務の場合は様式第11-2号、役務の提供の場合は様式第11-3号）
- (4) 工事施工実績調書（様式第12号）
- (5) 業務等履行実績調書（様式第13号）
- (6) その他企業長が必要と認める書類

- 2 落札候補者が正当な理由なく前項の書類を提出しない場合は、当該入札を失格とし、併せて指名停止措置を行う。

（入札参加資格の審査及び落札者の決定）

第15 企業長は、第14の規定により落札候補者が提出した書類を審査し、入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者を落札者として決定する。

- 2 前項の規定により審査した結果、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、速やかにその旨を岩手中部水道企業団条件付一般競争入札参加資格要件不適格通知書（様式第14号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定により当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、第13第1項に該当する者のうち、当該落札候補者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者（同価格入札者が2者以上あるときは、同第2項の規定によりくじにより定めた者。以下「次順位入札者」という。）を落札候補者とし、第14、前2項及びこの

項の規定による方法を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

(落札者の通知)

第16 企業長は、落札者を決定したときは、落札決定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

(補則)

第17 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、企業長が別に定める。

附 則（令和6年5月20日告示甲第28号）

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日告示甲第10号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月17日告示甲第41号）

この要領は、令和7年12月17日から施行する。